

別表一(三)次葉 1 (※平成26年10月 1 日以後開始する事業年度から)
「40」欄又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業 年度等	法人名	
法人税額の計算				
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額	43
(1)のうち年800万円 相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41)の19%相当額	44
所得金 (40) + (41)	42	000	法人税額 (43) + (44)	45
地方法人税額の計算				
課税標準法人 (30)	[40]欄			
特定の医療法人が中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第4号」 ②「区分番号」欄:「00383」 ③「適用額」欄:当該別表一(三)次葉「40」欄の金額(円単位)				
この法人の申告の前 の金額	所得金額又は欠損金	(注) 1 <u>適用額は、年800万円が上限となります。</u> 2 <u>別表一(三)「1」欄が0又はマイナスの場合は、適用額明細書に、記載しないでください。</u>		
課税土地譲渡利益金額	49	法 申	確定地方法人税額	56
この法人の申告の前 の金額	法 人 税 額	[42]欄		
特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合 ①「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の2第1項」 ②「区分番号」欄:「00395」 ③「適用額」欄:当該別表一(三)次葉「42」欄の金額(円単位)				
(注) <u>別表一(三)「1」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に、記載しないでください。</u>				
この申告により 又は減少する還付請求税額 (13)-(50)若しくは(13)+(50)又は (50)-(25)	52	00	算 地 方 法 人 税 額 (30)-(50)若しくは(30)+(50)+(50) 又は((50)-(30))+((50)-(30)の外書))	59
この申告前 の欠損金又は災害損失金等 の当期控除額	53			
翌期へ繰り越す欠損金 又は災害損失金	54			

別表一(三)次葉
平二十六・十・一以後開始事業年度等分